

被災労働者の労災給付手続きの弾力的運用について

労災保険の請求に当たって、事業場や医療機関の地震による倒壊等により事業主や診療担当者の証明が受けられない場合には、当該証明がなくとも、請求書を受理いたします。

また、労災指定の様式を提出することが困難な場合においても、医療機関においては受診いただきますようお願いいたします。

1 労災保険給付請求に係る事業主証明について

今回の地震により、被災労働者の所属事業場が倒壊した等により、労災保険給付請求書における事業主の証明を受けることが困難な場合は、事業主の証明がない場合でも受理します。

この場合は、お手数ですが、請求書余白に「東北地方太平洋沖地震により事業主の証明不可」と記入してください。

2 休業(補償)給付請求に係る診療担当者の証明について

今回の地震以前から給付されている被災労働者が、継続して休業(補償)給付請求するに当たり、受診している医療機関が倒壊したこと等により当該請求書における診療担当者の証明を受けることが困難な場合は、診療担当者の証明がない場合でも受理します。

この場合は、お手数ですが、請求書余白に「東北地方太平洋沖地震により診療担当者の証明不可」と記入してください。

3 医療機関の皆様へ

新たに労災で療養の給付等の対象となる方が請求手続に来られた際、労災指定の様式がお手元になかった場合でも、請求手続については、傷病労働者の氏名、生年月日、住所、事業場の名称、事業場の所在地、災害発生年月日、簡単な災害発生状況を任意様式で記載すれば受診いただきますようお願いいたします。

また、既に労災により療養を継続している方の場合においても、転医の手続きについては、労災保険制度の対象者であることの申し出、氏名、生年月日、住所等を医療機関において確認された場合は、受診いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

この内容や手続きなど詳しいことは、お近くの労働基準監督署または宮城労働局労災補償課へお問い合わせ下さい。